2025-2026日中韓文化交流年記念事業

文化遺産国際協力コンソーシアム第36回研究会

日中韓における文化遺産政策のいま

―近年の法改正をめぐる背景と展望―

文化遺産国際協力コンソーシアム

〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所内

E-Mail: consortium_tobunken@nich.go.jp
Tel: 03-3823-4841　Fax: 03-3823-4027

2025-2026日中韓文化交流年記念事業

文化遺産国際協力コンソーシアム第36回研究会

日中韓における文化遺産政策のいま

―近年の法改正をめぐる背景と展望―

2025 9.14（日）
13：00～17：00

会場　東京文化財研究所 地階セミナー室
東京都台東区上野公園13-43

言語　日本語

主催：文化遺産国際協力コンソーシアム、文化庁　　後援：外務省

2025-2026日中韓文化交流年記念事業

文化遺産国際協力コンソーシアム第36回研究会

日中韓における文化遺産政策のいま

—近年の法改正をめぐる背景と展望—

2025
9.14（日）
13：00〜17：00
東京文化財研究所 地階セミナー室

目次

- 開催趣旨・プログラム …… P2
- 講演1：日本の文化財保護政策と文化遺産国際協力 …… P3
- 講演2：中国における文物保護法の改正及び文化遺産国際協力の現状 …… P4
- 講演3：国家遺産基本法と国家遺産体制への転換 …… P5
- 講演4：国家遺産庁の国際協力 …… P6
- ディスカッション …… P7

開催趣旨

近年、社会構造の変化や環境問題の深刻化とともに、世界各国の文化遺産を取り巻く状況も大きく変容しつつあり、東アジア各国においても文化遺産政策のあり方を見直す動きが見られるようになっています。具体的には、文化遺産保護と地域社会・経済との調和や従来保護の対象とされてこなかった多様な文化遺産への関心の高まりといった、既存の保護の枠組みでは対応しきれない課題に対して、制度改革を通じた柔軟かつ実効的なアプローチが模索されてきました。

本研究会では、ここ10年間に相次いで文化遺産に関する政策の転換が図られた東アジアの3か国、日本・中国・韓国の事例を取り上げ、いかなる社会的背景や政策的課題に直面し、どのような制度的対応を行ってきたのかを議論します。とくに共通の課題に対する取り組みを通じて相互理解を深めるとともに、各国が進める文化遺産国際協力の最新状況についても情報共有する場となることを期待します。

プログラム

13:00〜13:10	開会挨拶 趣旨説明	**小嶋 芳孝** （文化遺産国際協力コンソーシアム東アジア・中央アジア分科会長 / 金沢学院大学 名誉教授）
13:10〜13:50	講演1	日本の文化財保護政策と文化遺産国際協力 **塩川 達大**（文化庁文化資源活用課 課長）
13:50〜14:30	講演2	中国における文物保護法の改正及び文化遺産国際協力の現状 **杜 暁帆**（復旦大学文物与博物館学系 教授）
休憩10分		
14:40〜15:20	講演3※	国家遺産基本法と国家遺産体制への転換 **ベク・ヒョンミン**（国家遺産庁革新行政担当官室 行政事務官）
15:20〜15:40	講演4	国家遺産庁の国際協力 **パク・ヒョンビン**（国家遺産庁遺産政策局国外遺産協力課 課長）
休憩10分		
15:50〜16:55	ディスカッション	モデレーター　：**海野 聡**（東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授） コメンテーター：**八並 廉**（九州大学大学院法学研究院国際関係法学専攻 准教授） パネリスト　：上記登壇者＋ **友田 正彦** （文化遺産国際協力コンソーシアム事務局長 / 東京文化財研究所 副所長）
16:55〜17:00	閉会挨拶	**青木 繁夫**（文化遺産国際協力コンソーシアム副会長）

※韓国語による講演（逐次通訳あり）

講演 1

日本の文化財保護政策と文化遺産国際協力

● 塩川 達大 SHIOKAWA Tatsuhiro（文化庁文化資源活用課 課長）

京都大学経済学部卒業、School of Public Policy, University College London修了。
1996年文部省（当時）入省、岐阜県特別支援教育課長、同学校支援課長、文化庁文化財部伝統文化課文化財国際協力室長、内閣官房副長官補室付企画官（地方創生（政府機関移転）担当）（併）文化庁長官官房、スポーツ庁学校体育室長、初等中等教育局参事官（高等学校担当）、高等教育局専門教育課長等の勤務を経て、2024年8月より文化庁文化資源活用課長。

講演要旨

近年の日本社会では、人口減少による地域コミュニティの弱体化により、文化財の継承が困難となる課題が顕在化している。本発表では、こうした状況に対して日本政府がどのように対応してきたのか、文化財保護法の改正や予算措置による取り組みを中心に紹介する。近年の2回の法改正では、地域全体の文化財を一体的に保存・活用する方針の導入や、より広い範囲の無形文化財に対して保存と活用を促す登録制度の創設といった制度的整備が進められてきている。こうした対応や予算措置に触れつつ、課題の解決に向けては、文化財分野にとどまらず、地域コミュニティの持続可能性に向けた総合的な視野からのアプローチが今後一層期待されることを示す。

あわせて、文化遺産の国際協力については、紛争により被害を受けた文化遺産を含め、各国が直面する文化遺産保護の課題に対して、日本はどのような方針とアプローチにより国際協力を行ってきたのか、最新の支援・取り組みの実例を交えて紹介する。

講演 2

中国における文物保護法の改正及び文化遺産国際協力の現状

● 杜 暁帆 DU Xiaofan（復旦大学文物与博物館学系 教授）

1984年南開大学歴史学部卒業、1999年神戸大学文学博士。
甘粛省博物館学芸員、奈良国立文化財研究所特別研究員、ユネスコ東アジア地域事務所文化遺産保護専門官などを歴任。2015年から、復旦大学国土与文化資源研究センター長、文物与博物館学系教授。
ユネスコ「リビングヘリテージと地域開発」チェアホルダー、東アジア文化遺産保存学会長、中国文物保護技術協会副理事長、中国紫禁城学会副会長、中国文物学会世界遺産研究委員会副会長、中国建築学会都市・農村建成遺産学術委員会副主任、中国測絵学会文化遺産保護専門委員会副主任など担当。
著書は『文化遺産価値論研究（2020年度 全国文化遺産トップ10書籍）』、『郷村文化遺産の価値研究』、『価値認知から保護実践へ：永泰庄寨』、『中国の世界遺産（シリーズ総編集）』、『歴史から未来へ―アジア太平洋の遺産・文化的景観保護』、『東アジア紙文化財保存と伝統製紙』など多数（※いずれも中国語の原題を和訳）。

講演要旨

2024年11月8日、中国第14期全国人民代表大会常務委員会第12回会議において「中華人民共和国文物保護法」改正案が可決成立し、2025年3月1日より正式に施行されることとなった。これは2002年以来、20数年ぶりとなる全面的な改正であり、都市・農村開発による影響、未指定文化財に対する保護の空白、法的責任の不明確さといった課題に対応することが意図されている。文化財保護を「総合的・体系的なガバナンス」へと転換させ、中国の文化財保護事業が法に基づく新たな段階へと進んだことを示している。

今回の改正は、文化財保護が直面する新たな状況や任務に応えるもので、「保護を第一とし、管理を強化し、価値を掘り起こし、効果的に活用し、文化財を活かす」という総合目標のもと、制度設計、技術革新、市民参加など多面的に体系的な改善を図った。実践経験を法律制度へと昇華させる重要な一歩であり、中国の文化財ガバナンスが「法制度化・規範化・近代化」に向けた全面的な転換を進めていることを示すとともに、中国の特色ある文化遺産ガバナンス体系の構築に堅固な法的基盤を提供するものである。

講演 3※

国家遺産基本法と国家遺産体制への転換

● ベク・ヒョンミン　BAEK Hyunmin

（国家遺産庁革新行政担当官室 行政事務官）

2017年、ソウル大学・国史学科を卒業、2018年文化財庁へ入庁し、2020年まで動産文化遺産の保存管理を、2022年から2023年までは韓国の大統領の執務空間および官邸だった＜青瓦台＞の一般への開放業務を担当。以降、国外遺産協力課にて国外に所在する韓国の文化遺産の保存・管理・活用を担当し、本年4月から革新行政担当官室で国家遺産庁の組織および定員の運営を担当、国家遺産体制による組織の改編、新設、調整を担当している。

講演要旨

2024年5月17日、「国家遺産基本法」の施行により文化財庁は国家遺産庁として新しく出帆した。1962年の「文化財保護法」の施行以来、62年ぶりの大変革と言える。学界、国民などからの幾度にもわたる意見聴取を経てユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の遺産分類と整合する国内遺産の分類体系を確立するため、国内遺産を文化遺産、自然遺産、無形遺産の体系に分類し、従来の遺産関連の並列的法体系を国家遺産基本法のフレームのもとに入れ、下位法令として再整備を行った。

「国家遺産基本法」は全体で6章35条からなり、第1章：総則、第2章：国家遺産保護基盤の造成、第3章：国家遺産の保存・管理、第4章：国家遺産の活用・振興、第5章：国家遺産の世界化、第6章：補則で構成されている。第1章では国家遺産の基本理念、定義、国家の責務および国民の権利・義務、第2章では国家遺産基本計画、国家遺産委員会、経費の支援に関して定め、第3章は国家遺産の指定・登録、発掘、修理、取引を、第4章は国家遺産の教育・広報、産業の育成などを、第5章は国際交流・協力、南北交流・協力、世界遺産などに関して定めている。

※韓国語による講演（逐次通訳あり）

講演 4

国家遺産庁の国際協力

● パク・ヒョンビン　PARK Hyungbin

（国家遺産庁遺産政策局国外遺産協力課 課長）

1998年、ソウル大学考古美術史学科卒業（学士）。同年、当時の文化財管理局国立文化財研究所学芸研究士。2005年、同大学より美術史修士号を取得。1999年から2002年まで国立文化財研究所と日本奈良国立文化財研究所の交流協力を担当。2007年から2012年まで国立文化財研究所の国際交流総括業務を担当し、2012年から2014年まで日本奈良国立文化財研究所の客員研究員。2016年から2020年まで文化財庁のユネスコ無形文化遺産および国際機関への支援を担当し、2024年5月から国外遺産協力課長。国際協力課改め国外遺産協力課は国家遺産庁の国際交流協力を総括し、国際開発協力（ODA）、国外に所在する韓国の文化遺産の保存・管理などを担当業務としている。

講演要旨

国家遺産庁（旧文化財庁）の公式的な国際交流は、1998年に当時の文化財管理局が中華人民共和国国家文物局と＜韓・中文化財交流合議書＞を締結したことに始まり、2003年の＜韓・日文化財交流合議議事録＞の締結以後は、ベトナム（2006年）、モンゴル（2006年）、ラオス（2011年）、メキシコ（2018年）、トルコ（2024年）など多くの国と二国間交流協力関係を結び、様々な国際交流を行って来た。

一方、2010年ごろから、国際開発協力（ODA）にも力を入れ、ラオス（2011年）を皮切りに、カンボジア、ウズベキスタン、パキスタン、キルギス、エジプトにおいて文化遺産と無形遺産を対象とする国際開発協力事業を展開し、ペルーとの国際開発協力事業も推進している。

また、国際機関との交流・協力は、北朝鮮の高句麗古墳群のユネスコ世界文化遺産登録を契機に本格化し、世界遺産に関する韓国・ユネスコ信託基金に加え、今年からは無形遺産に関する韓国・ユネスコ信託基金を運用し、さらにICCROM（国際文化財保存修復センター）とは2012年から、IUCN（国際自然保護連合）とは2017年から、信託基金の形で協力している。

国家遺産庁の国際交流協力は、初期には歴史的関わりが深い中国、日本との二国間交流から始まり、対象国および協力のモデル、範囲を広げてきた。最近は国際開発協力および国際機関との協力へと重点がシフトしつつある。

ディスカッション

モデレーター

海野 聡 / UNNO Satoshi　（東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授）

1983年、千葉県生まれ。東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授、博士（工学）。専門は日本建築史・東アジア建築史・文化財保存。2009年、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程中退。奈良文化財研究所を経て、現職。平城宮第一次大極殿院の発掘調査・復元をはじめとする埋蔵文化財と薬師寺東塔などの建造物修理の両方に携わる。著書に『古建築を復元する――過去と現在の架け橋』（2017年、吉川弘文館）、『奈良で学ぶ 寺院建築入門』（2022年、集英社新書）、『森と木と建築の日本史』（2022年、岩波新書）、『日本建築史講義――木造建築がひもとく技術と社会』（2022年、学芸出版社）、『古建築を受け継ぐ メンテナンスから見る日本建築史』（2024年、岩波書店）など。

コメンテーター

八並 廉 / YATSUNAMI Ren　（九州大学大学院法学研究院国際関係法学専攻 准教授）

福岡県出身。2007年九州大学21世紀プログラム卒業後、2012年九州大学大学院法学府博士後期課程LL.D.プログラム修了。その後、東京大学大学院総合文化研究科日本学術振興会特別研究員PD、そして、香川大学人文社会科学系法学部准教授を経て、2017年九州大学大学院法学研究院准教授に就任、現在に至る。論文に “A Consideration on Digital Information of Cultural Heritage for Authenticity Management” , The Gdańsk Journal of East Asian Studies, No.25 (special issue: Cultural Heritage Law and Protection in Asia), 2024等。

パネリスト

友田 正彦 / TOMODA Masahiko

（文化遺産国際協力コンソーシアム事務局長 / 東京文化財研究所 副所長）

1990年早稲田大学大学院理工学研究科建設工学専攻修了。一級建築士、技術士（建設部門）。専門は建築史および文化遺産保存。1994年より日本国政府アンコール遺跡救済チームの現地所長としてバイヨン寺院北経蔵修復等に従事した後、国内外の考古・建築遺産保存整備事業に関する計画策定・設計・監理等を数多く手掛ける。2008年より東京文化財研究所にて文化遺産国際協力事業を担当。インドネシア、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、ブータン、ネパールほかにて調査研究、保存修復支援、人材育成等に携わってきた。2022年カンボジア王国サハメトレイ勲章受章。著書に「大陸部東南アジアの古代木造建築を考える」（共著、2025年、鹿島出版会）など。

Memo

Memo